

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスについては、経営理念「信用」の実現に向け定めた「藤久の行動規範」に則り、コンプライアンスの重要性を認識することはもとより、本来の事業を通じて広く社会に貢献し、企業価値を継続的に向上させることが、重要な経営課題であると認識しております。

当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の意思決定の迅速化と機動性の向上を図り、監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図っております。

当社の取締役会は監査等委員会である取締役を除く10名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）を含む15名で構成し、独立性の高い経営体制・監督体制が構築されていると考えております。

今後につきましても、経営内容の透明性及び公正性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4. 議決権の電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当事業年度末においても、機関投資家及び海外投資家の比率は低く、現時点で議決権の電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を導入することは、合理的ではないと考えております。それぞれの投資家比率に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則3-1-2. 英語での情報開示・提供】

当事業年度末においても、海外投資家の比率は低く、現時点で英語での情報開示・提供を導入することは、合理的ではないと考えております。海外投資家比率に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1-3. 取締役会の役割・責務(1)】

代表取締役の後継者計画は現時点では明確には定めておりません。現段階においては、若手幹部人材を積極的に登用し、経営者目線での意思決定の経験を積ませること等で、後継候補者の育成に注力しております。今後は、候補者人材の育成状況をモニタリングしつつ、段階的に後継者計画の策定・運用に取り組んでまいります。

【補充原則4-3-3. 取締役会の役割・責務(3)】

当社では、代表取締役を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。万一、代表取締役が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議いたします。

【補充原則4-10-1. 任意の仕組みの活用】

当社は監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、6名の独立社外取締役には忌憚のない有意義な意見をいただけるよう、その環境作りに努めております。また、取締役選任基準及び取締役報酬額決定の際に、独立社外取締役にその考え方や詳細を説明しております。したがって、現在の取締役会の機能において、独立性・客観性と説明責任は果たされていることから、独立した指名委員会・報酬委員会は設置していません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、業務提携等、当社が事業上のメリットを享受することを目的とする、いわゆる政策保有を行う場合があります。政策保有を行う銘柄、株数（金額）及び保有期間等につきまして、当社の事業上の貢献状況及び見通しと個別銘柄ごとのリターンやリスクが当社資本コストに見合っているか等、いわゆる政策保有の経済的合理性を検証し、取得、継続保有または売却の判断を個別銘柄ごとに随時行うこととしております。

政策保有の経済的合理性を検証する方法につきましては、主に保有先企業との取引状況と取引収益の実績や今後の戦略的取引関係の構築・維持の見通しに加え、その保有が当社の資本コストに見合っているか等を確認のうえ総合的に検証しております。検証の結果、取引関係の維持・強化等が見込まれない株式につきましては、保有の縮減を進めてまいります。

議決権行使については、政策保有先及び当社の中長期的な企業価値向上の観点から、議案ごとに総合的に賛否を判断いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との取引が当社および株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、関連当事者との取引に関する基本方針、手続き、管理方法等を定めた「関連当事者との取引管理規程」を制定し、同規程に則った体制を整備しております。

関連当事者との取引の実施に対する基本方針

関連当事者は、会社と特定の関係を有し、会社に対して影響力を行使し得る存在であるため、会社は、関連当事者との取引が会社の健全性を損なっていないか、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等、一般株主の利益保護の観点から慎重に判断するものとしております。

関連当事者との取引の管理体制

(1) 関連当事者との取引の把握

会社は、関連当事者の範囲を定期的に確認し、その内容を社内でも共有しております。会社が関連当事者との取引を認識した場合、経理部に

いてすべての取引を調査し、管理しております。役員およびその近親者との取引の有無については、「関連当事者との取引に係る調査回答書」により役員就任時及び期末等、必要に応じて調査・把握しております。

(2)関連当事者との取引の承認

会社は、関連当事者との取引を行う場合、取引条件や事業上の必要性等を明らかにし、取締役会の承認又は稟議規程に基づき稟議決裁者の承認を得ています。関連当事者取引のうち、会社や株主共同の利益に重要な影響を及ぼす可能性のある取引については、独立社外取締役及び独立性のある第三者で構成される委員会にて、取引の合理性や手続きの適正性を審査することとしております。

(3)取引に関する報告

関連当事者との取引を実施した場合、当該取引に関する重要事実を取締役に報告しています。また、継続中の関連当事者との取引についても、定期的に取締役会に報告しております。

(4)監査等委員のチェック

関連当事者との取引に関する管理体制が適切に運用されていることを確認するとともに、取締役会に報告される関連当事者との取引に関する内容については、常勤監査等委員が詳細をチェックしております。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)経営理念・経営戦略・経営計画は、当社ホームページに掲載しております。

経営理念 <https://www.fujiky-corp.co.jp/company/rinen.html>

経営戦略・経営計画 <https://www.fujiky-corp.co.jp/ir/senryaku.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針は、本報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3)取締役会が、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(4)取締役会が、株主総会へ取締役及び監査等委員である取締役候補の選解任議案の提案を行うにあたっては、取締役会規則、監査等委員会規則、経営会議規程等に基づき、取締役会で慎重に審議しております。

(5)取締役の指名を行う際の、個々の選解任・指名については、株主総会招集通知において説明しております。

【補充原則4-1-1.経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、経営の基本方針、取締役会規則で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定しております。各部門の業務執行に関する重要事項は、経営会議で事前に協議を行い、その結果を取締役に反映しております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、東京証券取引所の定める独立性判断基準を踏まえ作成した、当社基準をもとに、独立社外取締役を選任しております。

また、独立社外取締役候補者の選定に当たっては、専門的な知識や幅広い見識に基づき、建設的な検討への貢献が期待できる方を候補者としております。

当社の定める社外役員の独立性基準は、次のとおりであります。

1. 現在または過去(就任前10年以内)において、当社および当社の子会社、親会社、兄弟会社の業務執行者(注1)となったことがないこと
 2. 当社の大株主(注2)または大株主が法人である場合は当該法人の業務執行者でないこと
 3. 当社の主要取引先(注3)およびその業務執行者でないこと
 4. 当社から多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家、または会計監査人もしくは顧問契約先(それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者)でないこと
 5. 当社から多額の寄付を受けている団体に所属している者でないこと
 6. 当社から役員を受け入れている会社の業務執行者でないこと
 7. 近親者(注5)が上記1から6までのいずれか(4項を除き、重要な者に限る)に該当する者でないこと
 8. 過去3年間に於いて、上記2. から7. までのいずれかに該当する者でないこと
 9. 前各項にかかわらず、当社と利益相反が生じるおそれがある者でないこと
- (注)1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人をいう。
2. 大株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう。
3. 主要取引先とは、当社の販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社の売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
4. 多額とは、年間1,000万円以上のものをいう。
5. 近親者とは、該当者の配偶者または二親等内の親族をいう。

【補充原則4-11-1.取締役会の構成等の考え方】

当社取締役は、次の8項目の取締役候補者選出基準に基づき選出いたしております。

なお、多様性に関しては、企業の成長のために必要な新たな挑戦による経験が最も重要であると考えております。また、取締役会の規模については、企業規模と各部門の重要度合いにより定めるべきと考えております。

取締役候補者選出基準

1. 誠実で我利我欲のない人 個人及び経営専門家としての高度な倫理観・誠実性・価値観を保持している
2. 判断能力と決断力のある人 実践的な見識と成熟した判断能力を保持している
3. 取締役会としてのチームワークを大切にできる人 取締役会メンバーとしての職務を果たすために必要な労力や時間を惜しみなく提供する意欲を保持できる
4. 部下の信頼を得られる人 強い探究心と精神的独立性を保持できる
5. 専門・得意分野について取締役全体のバランスが保たれる人 取締役会のメンバーの持つ能力や経験との相互補完的のバランスとなる
6. 信用を重んじた思考や行動ができる人
7. 株主に対する利益相反行為への不関与ができる人
8. 社外取締役については、上記1から7に加え、別に定める「社外役員の独立性基準」に照らし、当社の経営からの独立性が認められる人

【補充原則4-11-2.取締役の兼任状況】

当社は、取締役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示しております。

【補充原則4-11-3.取締役会の実効性自己評価】

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性について、全取締役及び全監査役を対象としたアンケートを年1回実施することにより自己評価・分析を行っております。

当事業年度(2021年6月期)につきましては、2021年6月から7月にかけてアンケート調査を実施し、2021年7月21日開催の取締役会において集計結果を報告し、併せて分析・評価を行いました。アンケート調査の主な項目は以下の通りです。

- ・取締役会の構成、運営、議論、モニタリング機能
- ・取締役及び監査役の支援体制、トレーニング
- ・株主(投資家)との対話

アンケートの回答から、取締役会全体の実効性については、概ね確保されていることを確認いたしました。

前事業年度の評価において課題となった取締役会資料の内容(網羅性や明瞭性)や提供タイミングについては大幅に改善されたものの、社外取締役と共有する情報の拡充については、その方法も含め工夫の余地があることを認識いたしました。また、取締役会において、DX(データとデジタル技術を使った顧客サービス)やサステナビリティ(持続可能性)に関して積極的な議論を展開すること、役員に求められる役割等についてトレーニングを実施していくことなども今後の課題として認識いたしました。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえて、把握した課題に対して的確に対応することにより、取締役会の機能をさらに高める取り組みを継続的に進めていくとともに、当社の持続的な成長や中長期的な価値の向上を達成するため、経営戦略や経営計画についても十分な議論を行ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役・監査役のトレーニング】

取締役は、その職責を十分に果たすため、必要な知識やスキルの修得などの自己研鑽に努めるとともに、会社はそのための研修の機会、必要な情報の提供を行い、これらに係る費用を負担いたします。

監査等委員である取締役に対しては、監査役協会において、定期的及び適宜行われる講習会で、教育訓練を行っております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、当社が合理的と認める範囲及び方法により、株主との建設的な対話の促進に努めております。

株主との建設的な対話につきましては、株主の希望や面談の主な関心事項も踏まえたうえで、IR担当部署である経営企画部と関連部署が連携して対応し、経営企画部担当取締役が統括しております。当社の事業およびその戦略等の情報提供については、代表取締役による定期的な決算説明会を実施するほか、当社ホームページのIR情報やディスクロージャー誌等により、積極的かつ分かりやすい情報提供に努めております。

また、株主との対話で把握した意見・懸念のうち重要事項については、適宜取締役会に報告するほか、関係部門にフィードバックを行います。なお、インサイダー情報が外部へ漏洩することを防止するため、「内部情報等管理規定」に基づき情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社エメラルド	2,810,300	22.85
GOTO株式会社	1,688,000	13.72
後藤 薫徳	1,606,600	13.06
藤久取引先持株会	595,600	4.84
藤久従業員持株会	246,500	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	186,600	1.52
中野 置瀬子	145,000	1.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	132,100	1.07
株式会社名古屋銀行	115,000	0.93
株式会社愛知銀行	115,000	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】は2021年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

前事業年度末(2020年6月期末)に主要株主であった鈴蘭合同会社は、合同会社エメラルドを存続会社として吸収合併し、合同会社エメラルドが主要株主となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	6月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新6名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
日野 正晴	弁護士											
白石 正	他の会社の出身者											
西江 章	弁護士											
福海 照久	税理士											
澤谷 由里子	学者											
奈良 沙織	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a上場会社又はその子会社の業務執行者
- b上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- kその他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

日野 正晴		○	——	日野正晴氏は、検察庁並びに金融庁において要職を歴任しております。また、弁護士としての高い専門的知識と幅広い見識を有しており、これらの経験・実績を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待しております。 また、同氏は㈱キーストン・パートナーズ顧問を兼任しており、同社と当社との間では資本業務提携契約を締結しておりますが、同社の業務執行者には該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
白石 正		○		白石正氏は2021年3月まで三菱UFJリース株式会社(現三菱HCキャピタル株式会社)代表取締役会長でありました。同社と当社との間では営業上の取引がありますが、直近事業年度(2021年6月期)における当社及び同社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも1%未満であり、当社の「社外役員の独立性基準」の要件及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていますので、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。 白石正氏は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有するとともに、三菱UFJリース株式会社(現三菱HCキャピタル株式会社)の代表取締役社長、会長等を歴任しており、同氏の経営者としての豊富な経験と専門的な知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待しております。 また、同氏は㈱キーストン・パートナーズ社外取締役を兼任しており、同社と当社との間では資本業務提携契約を締結しておりますが、同社の業務執行者には該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
西江 章	○	○	——	西江章氏は、長年にわたり税務行政に携わり、豊富な経験と知見を有しております。また、弁護士としての専門的な知識も有しております。これらの経験・知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待しております。 また、同氏は㈱キーストン・パートナーズ顧問を兼任しており、同社と当社との間では資本業務提携契約を締結しておりますが、同社の業務執行者には該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
福海 照久	○	○	——	福海照久氏は、税理士として財務及び会計に関する高い知見を有しており、その知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待しております。 また、当社と同氏の間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
澤谷 由里子	○	○	——	澤谷由里子氏は、日本IBM株式会社での豊富な業務経験に加えて、早稲田大学研究戦略センター教授等を歴任しております。情報技術に関する高度な知識と併せて、サービスデザインに関する専門的な知見と客観的な視点を有しており、その知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待しております。 また、当社と同氏の間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
奈良 沙織	○	○	——	奈良沙織氏は、金融機関における日本株アナリストとしての経験及び大学における豊富な経験を有しており、企業価値評価における高い専門性を有しております。これらの経験・実績を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待しております。 また、当社と同氏の間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新	
監査等委員会の職務を補助する組織及び人員として監査等委員会事務局を配置し、監査業務の補助を行うものとしております。 当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務補助業務を優先するものとしております。また、当該職務補助者の任命・異動等人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。	

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新	
当社の監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と、必要に応じて相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性並びに効率性を高めております。また、当社の内部監査室は、内部監査結果に基づき、被監査部門の管理職者を通じて改善事項の勧告を行い、改善状況を確認し、その結果を社長並びに監査等委員に報告するとともに、毎月1回開催する内部監査報告会にも常勤監査等委員が出席することにより、十分な連携体制となっております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6名
-----------------------	----

その他独立役員に関する事項	
社外取締役については、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ作成した、当社の社外役員の独立性基準をもとに選任しており、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
---	-------------

該当項目に関する補足説明 更新	
業績連動報酬は、全取締役の中で社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、単年度の経常利益目標の達成度合いに応じて、基本報酬(固定報酬)を基準として0から20%の範囲で支給します。指標として経常利益を選定した理由は、事業の成長度を測る財務指標として重視しているためです。	
ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書並びに事業報告において、取締役、監査役、社外役員別に総額を開示しております。
なお、当社は2021年9月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により監査等委員を除く取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。2021年9月28日開催の第61期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額を年額2億500万円以内(うち、社外取締役分は年額200万円以内)、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額500万円以内と決議しております。なお、この定時株主総会決議後の監査等委員を除く取締役の人数は10名(うち、社外取締役2名)、監査等委員である取締役の人数は5名です。

当社は、2021年9月16日の取締役会において、「役員の報酬等に関する基本方針」を決定しております。当社の役員報酬制度は、コーポレートガバナンスの観点から業務執行の適切な監督・監査を担う優秀な人材を確保するとともに、業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高める制度とすることを目的として以下のとおり定めております。

・役員の報酬等については、株主総会の決議により決定された取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等については取締役会、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員会において決定しております。

・取締役(監査等委員である者を除く)の報酬水準については、従業員の給与水準とのバランスを考慮しながら、当社と同規模の主要企業における役員報酬水準を踏まえて定めております。また、報酬体系については、コーポレートガバナンスの観点から、各職責に応じて定めております。

・取締役(監査等委員である者を除く)の各人別の報酬額については、業績や業績への貢献度、就任の状況経緯等を勘案して定めております。

・社外取締役を除く取締役(監査等委員である者を除く)の報酬は、2021年10月より基本報酬(固定報酬)と業績連動報酬(いずれも金銭報酬)で構成します。業績連動報酬は、単年度の経常利益目標の達成度合いに応じて、基本報酬(固定報酬)を基準として0から20%の範囲で支給します。指標として経常利益を選定した理由は、事業の成長度を測る財務指標として重視しているためです。また、社外取締役(監査等委員である者を除く)は、その役割と独立性の観点から、基本報酬(固定報酬)のみとしております。

・今後は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する制度とするため、株式報酬等の非金銭報酬を含め、中長期的なインセンティブ報酬の導入に向けた検討を進めるとともに、より一層の透明性確保に向けた見直しを継続いたします。

当社の取締役(監査等委員である者を除く)の個人別の報酬額については、上記の方針に基づき代表取締役が個人別の報酬額を立案し、取締役会にて協議のうえ決議しております。なお、当事業年度に係る当社の役員の報酬等の額は、2020年9月29日の取締役会において、その決定過程を確認いたしました。

【社外取締役のサポート体制】

社外役員を補佐する専任担当者はおりませんが、取締役会に関する必要な業務や情報提供については、社長室がサポートを行っております。また、監査等委員である社外取締役については監査等委員会事務局を設置しサポート体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
後藤 薫徳	相談役	長年にわたり当社の経営に携わった経験・知見を活かし、経営その他の事項に関する相談要請に応じた助言	勤務形態:非常勤 報酬の有無:有	2020/6/30	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

相談役または重要な顧問の委嘱及び解任は、取締役会において審議、決定しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社の取締役会は監査等委員会である取締役を除く10名(うち社外取締役2名)及び監査等委員である取締役5名(うち社外取締役4名)を含む15名の取締役で構成されております。経営の基本方針、法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の審議・決定及び業務の執行を監督しております。加えて、各部門の業務執行に関する重要事項を協議するため、経営会議を原則月2回開催し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努め、取締役会に反映させております。

監査等委員会は5名の監査等委員である取締役で構成されており、うち4名は社外取締役となっております。原則毎月1回定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとし、常勤監査等委員は、経営会議等の重要な会議への出席、業務執行取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査室からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査・監督しております。

また、社長直轄の内部監査室が社内業務監査を実施し、その内容を社長に報告するなど内部統制状況の監視を行う体制を整備しております。さらに、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の構築、整備、運用及び評価を統括しております。

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査については、宋監査法人が監査業務に当たっております。2021年6月期において業務を執行した公認会計士の氏名等は、以下のとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員 横井陽子(継続関与年数 2年)

代表社員 業務執行社員 玉置浩一(継続関与年数 2年)

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名

その他1名

当社は、取締役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2021年9月28日開催の第61期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、取締役会の意思決定の迅速化と機動性の向上を図り、監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的としております。

また、監査等委員である社外取締役4名を含む6名の独立役員たる社外取締役が、公正かつ客観的な視点で経営を監督する体制を採用しており、コーポレートガバナンス体制は適切に機能しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、9月総会のため集中日があるという認識はしなくともよい状況にあります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
その他	招集通知は、発送前に東京証券取引所及び当社ホームページに開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催し、代表者自身が、決算概要や今後の見通し、事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、適時開示資料、年次(中間)事業報告等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当を配置しております。	
その他	IR関連雑誌への会社情報や株主優待制度案内の掲載等により、主に個人投資家を対象とした活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2007年3月に制定した「コンプライアンス・マニュアル」において、基本原則(私たちの行動規範)の項目としてお客様、取引先その他機関、投資家及び社会に対する行動規範を策定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社における「コンプライアンス・マニュアル」において、ディスクロージャーに関する行動規範を策定し、重要な情報については適時・適切な開示に努めていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理の維持を図るため、「藤久の行動規範」を定め、周知徹底しております。

取締役会は、法令及び定款に照らし、「取締役会規則」その他関連規程に基づいて取締役の職務の執行を監督し、監査等委員会は、「監査等委員会規則」「監査等委員会監査等基準」に基づいて取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを独立した立場から監査しております。

内部監査室は、「内部監査規程」その他関連規程に基づいて社内各部署の業務が法令及び定款、社内諸規程その他各管理マニュアル等に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。

「コンプライアンス・マニュアル」及び「内部公益通報者保護規程」等の整備によりコンプライアンス体制の構築及び運用を行い、コンプライアンス委員会の設置、また、教育・研修等の実施により、コンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識向上を図っております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、取引関係を持たないことを行動規範に定めるとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて管理を徹底しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、「稟議規程」「文書管理規程」「情報システム管理規程」「個人情報保護マニュアル」等、情報管理に係る社内規程に従い適切な管理・保存の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。また、電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの管理規程を制定し、同規程に沿ったリスク管理体制の整備により、緊急事態が発生した場合は、リスク対策会議を設置して迅速な対応を行い、被害拡大防止や損害・損失の最小化と早期復旧を図ります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため随時臨時取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

当社の業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより速やかに取締役に提供しており、一層の精度向上及び迅速化のための改善を図っております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実行性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織又は人員を配置し、監査業務の補助を行うものとしております。当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務補助業務を優先するものとしております。

また、当該職務補助者の任命・異動等人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

常勤監査等委員は、取締役会のほか、経営会議等の重要な意思決定及び職務執行状況が報告される会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員から説明を求めています。

(7) 監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部公益通報者保護規程」を定めており、監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制としております。

(8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、その職務を行う上で必要がある場合、内部監査部門に指示及び要請することができるものとしております。また、常勤監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と必要に応じて相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性並びに効率性を高めています。

内部監査室による社内業務監査の結果については、代表取締役社長及び常勤監査等委員が出席する監査報告会において報告する等、監査等委員会との連携を図っております。また、会計監査人による監査結果につきましては報告を受け、意見を交換しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保し、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適切かつ有効に対応するため、「内部統制運用規程」とともに事業年度ごとの内部統制基本方針を定め、社長を委員長とする内部統制委員会により、全社的な体制で整備及び運用状況を定期的に評価し、不備事項については適時に改善を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

暴力団、総会屋及びテロ集団等の反社会的勢力に屈することは、結果的に反社会的な行為を助長することになります。当社は、自らの社会的責任を十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度を維持してまいります。

社内体制の整備状況につきましては、当社の「コンプライアンス・マニュアル」における「基本原則（私たちの行動規範）」の項の中で、「私たちは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨み、決して経済的な利益を供与しません。」と明示し、「社会に対する私たちの行動規範」の中でも反社会的勢力との対決姿勢を記載し、社内に周知を図っております。

また、2012年6月15日付で「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、新規取引開始に当たっては、取引契約書に暴力団排除条項を規定するなど、整備し運用しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社における会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の重要な会社情報は、会社法、金融商品取引法及び適時開示規則に基づく諸規則により開示することとし、その取扱いにおいては「内部情報等管理規程」を定め遵守しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」において「投資家に対する私たちの行動規範」を定めております。

なお、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の投資判断に有用と思われる情報については、積極的かつ公平に開示することとしております。

2. 情報の収集・伝達

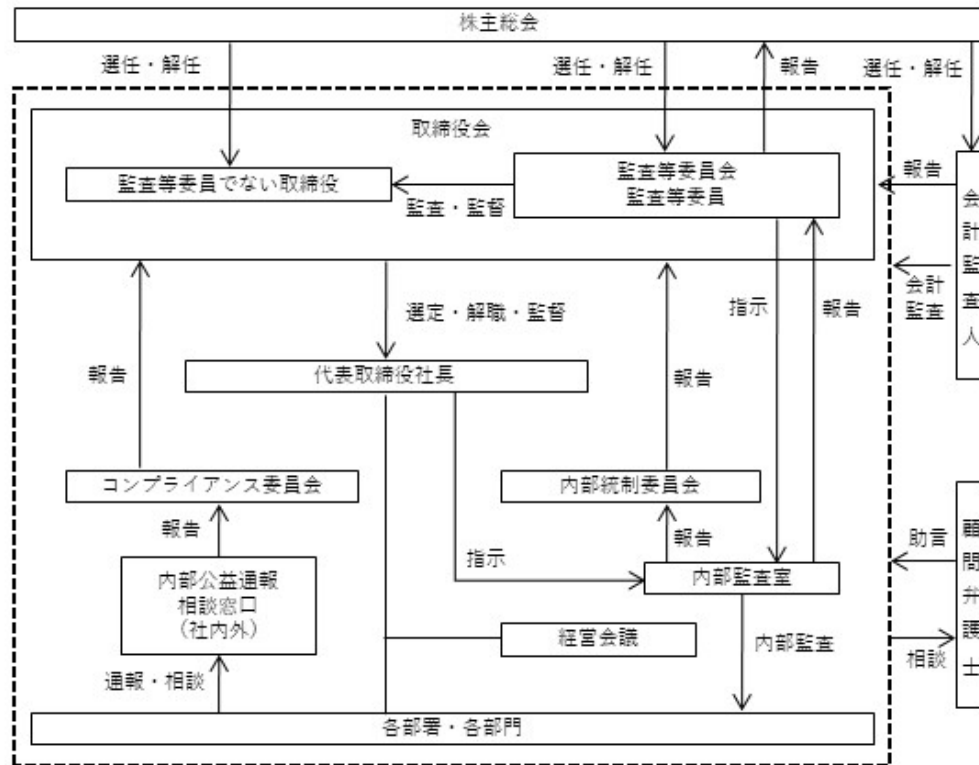
重要事実に該当する可能性のある会社情報は、当該情報を有する各部門を所管する管理責任者である担当役員によって収集され、経営会議において、代表取締役社長をはじめ、全常勤取締役に対して報告されます。

当該会社情報は、経営会議において情報の正確性、網羅性等を十分精査し、情報取扱責任者を中心に開示資料に係る十分性、明瞭性等を検証のうえ、取締役会の審議・決裁を経て代表取締役社長の開示指示のもと、情報取扱責任者が上場証券取引所へ事前説明を行います。

3. 開示方法

開示すべき会社情報は、証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)による開示のほか、当社ホームページにも速やかに掲載しております。

コーポレート・ガバナンス体制の概況



適時開示体制の概況

